

# フレッシュ・スキークラブ会則

## 第1章 名称

(名称)

### 第1条

本会は、フレッシュ・スキークラブ（F r e s h ・ S k i ・ C l u b）と称し、略称をF・S・Cとする。

## 第2章 事務所

(事務所)

### 第2条

本会は、事務所を東京都内に置く。

## 第3章 目的

(目的)

### 第3条

本会は、アマチュアスポーツを愛好する者で組織し、スキー普及、発展、研究及び会員間相互の交流を深め、人格向上をはかる。

## 第4章 事業部は総務・会計を総括することが出来る。

(事業)

### 第4条

本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スキー講習会
- (2) スキー等スノー競技会及び競技への参加
- (3) スキー等映画、ビデオ等の研究講座
- (4) 会員親睦会
- (5) 会報の発行
- (6) その他必要な行事

## 第5章 会員

(会員)

### 第5条

本会の会員は、正当な入会手続きを経た者をもって構成し、いずれかの専門部に属して活動する義務を有する。

(入会)

### 第6条

入会は、所定の入会申込書と申込金 1.000 円を理事会へ提出し、その承認を経て会員となる。

(退会)

### 第7条

退会するときは、書面でその旨を届出て理事会の承認を得る。

(除名)

#### 第8条

正当な理由なく会費を納入しない者、又は本会の名誉若しくは秩序を著しく害した者は、理事会の決定により除名することができる。

### 第6章 会計

(経費)

#### 第9条

本会の経費は、会費その他による。

(会費)

#### 第10条

本会の会費は、年額4,000円とし、その家族会員1人目は無料、2人目以下については各800円とする。

但し18歳以下の学生については家族に限り会費を免除する。

(会計年度)

#### 第11条

本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(予算)

#### 第12条

本会の事業計画に伴う収支の予算は、理事会が編成し総会で決定する。

(決算)

#### 第13条

本会の収支決算は、監査を経て総会で承認を受けるものとする。

(剰余金)

#### 第14条

年度の終わりに剰余金があるときは、翌年度へ繰越すものとする。

### 第7章 役員

(会長)

#### 第15条

会員の総意により本会を代表する会長1名を置く、任期は2年とし総会において推戴する。

(役員)

#### 第16条

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名又は1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名又は1名

(財政部長)

#### 第17条

財政部長は、総会において選出する。

財政部長は、本会の収支決算及び予算の立案を実施し、決算の監査を受け、総会において承認を受けるものとする。

(理事)

#### 第18条

理事は、総会において会員の中から選出する。

(理事長)

第19条 理事長は、理事の互選とする。

(監事)

#### 第20条

監事は、総会において選出する。

監事は、会計並びに業務を監査する。

(役員の任期)

#### 第21条

会長・役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(名誉会長・顧問・相談役)

#### 第22条

総会又は理事会の推薦により、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

ただし、常置ではなく、その任期を2年とする。

### 第8章 運営

(総会)

第23条 総会は、本会の最高決議機関である。

(決議事項)

第24条 総会では、次の事項を決定する。

- (1) 会則の改訂
- (2) 役員の選出及び解任
- (3) 年度事業の計画及び報告
- (4) 会計予算及び決算
- (5) その他の理事会で必要と認めた事項

(招集)

#### 第25条

会長は、年1回定期総会を招集する。

ただし、理事会が必要と認めたとき及び会員の2分の1以上の者が目的を示して要請したとき、会長は、速やかに臨時の総会を招集しなければならない。

(議長)

#### 第26条

総会は、全会員をもって構成する。

総会の議長は、総会において理事会が候補にあげた者の中から選出する。

(要件)

第27条

総会は、会員の2分の1以上の出席により成立し、出席会員の過半数により議決する。

(理事会)

第28条

理事会は、本会の執行機関であり、また総会に次ぐ決議機関である。

(処理事項)

第29条 理事会は、次の事項を処理する。

- (1) 総会決定事項の執行
- (2) 総会への付議事項の前審議
- (3) 専門部規程の改訂
- (4) 会長への委任事項の決定
- (5) 全日本スキー連盟及び東京都スキー連盟に関する事項
- (6) 評議員、代表委員の決定
- (7) 全日本スキー連盟及び東京都スキー連盟への各種専門委員の推薦
- (8) 他クラブとの交流に関する事項
- (9) 指導員等の他クラブでの活動の事前承認
- (10) 本会への入会・退会の承認
- (11) その他必要と認めた事項

(招集)

第30条

理事会は、理事長が必要に応じて招集する。

(議長)

第31条

理事会は、監事も含めた役員で構成し、理事長が議長となる。

(構成)

第32条

理事会は、構成員の2分の1をもって成立する。

(要件)

第33条

理事会の決議は、出席者の過半数による。

(専門部)

第34条

本会には、財政部、総務部、事業部及び教育部の4部を設け、各部長には理事を充てる。

(招集)

第35条

専門部は、それぞれの部長が招集する。

(事務連絡担当者)

### 第36条

本会を代表する内外との事務連絡担当者1名を置く。

事務連絡担当者は、総務部に属し理事長と総務部長の協議により指名する。

(財産の処分)

### 第37条

本会の財産の処分は、総会の議決を経なければならない。

## 第9章 会則の改訂・解散

(会則の改訂)

### 第38条

本会会則の改訂は、総会の議決により行う。

(解散)

### 第39条

本会の解散は、総会出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

(その他)

### 第40条

本会運営上の疑義を生じた会則の解釈は、理事会が当たる。

## 附則

|      |             |       |
|------|-------------|-------|
| 一部改訂 | 昭和41年       | 6月12日 |
| 同    | 昭和47年       | 6月12日 |
| 同    | 昭和48年10月10日 |       |
| 同    | 昭和50年10月28日 |       |
| 同    | 昭和58年       | 5月25日 |
| 同    | 昭和62年       | 5月31日 |
| 同    | 平成3年        | 6月9日  |
| 同    | 平成7年        | 6月25日 |
| 同    | 平成17年       | 5月29日 |
| 同    | 平成29年       | 8月27日 |
| 同    | 令和5年        | 7月30日 |
| 同    | 令和6年        | 8月4日  |

以下 令和 6 年 8 月 4 日改定内容

■改定前

(役員)

第 1 6 条

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名又は 1 名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2 名

■改定後

(役員)

第 1 6 条

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名又は 1 名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2 名又は 1 名